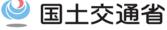
登録制度の課題と方向性





昭和39年 建設コンサルタント登録規程の制定

昭和36年 測量法改正(測量業者の登録制度の導入)

制定時の 意義・目的

- ・建設工事量の増大、建設技術の高度化に対応した建設コンサルタントの育成
- 公共機関における建設コンサルタントの積極的な活用

測量業の適正な運営 と健全な発達

昭和52年 建設コンサルタント登録規程の全部改正、 地質調査業者登録規程の制定

改正・制定時の意義・目的

- ・個々の建設コンサルタント/地質調査業者の業務内容の公示すること
- ・建設コンサルタント/地質調査業者を利用する依頼者の便宜に供すること
- ・建設コンサルタント/地質調査業の適正な運営と健全な発達



30年以上が経過

建設関連業を取り巻く環境の変化

- 建設投資(公共・民間)の大幅な減少、競争激化に伴う業界の疲弊
- 入札契約制度の改革
- 各種土木関係技術者資格制度の見直し
- 登録要件である技術士の名義借り問題の 発覚
- ・建設コンサルタントが絡む大規模な談合 事件の発生

環境の変化に起因する課題

- ・経営力・技術力の脆弱化、業務成果の品質の低下
- ・建設産業の新分野進出・海外展開への対応の必要性
- → ・入札契約手続きの透明性確保への対応(指名競争から 一般競争・総合評価等への移行)の遅れ
 - 技術力の適正な評価への対応の遅れ
 - コンプライアンスの欠如

意義・目的 の確認 登録制度は、「発注者の便宜に供し、業の健全な発展に資するものであるべき」という現在の考え方は、今後も有効と考えられ、そのためにあるべき登録制度を検討

建設コンサルタント登録規程制定・改定時の目的等





■建設コンサルタント登録規程制定時(昭和38年)

背景:建設工事量の増大並びに建設技術の高度化

目的	対応
建設コンサルタントの育成及び活用	登録要件として技術士等を設定

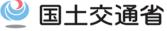
■建設コンサルタント登録規程の全部改正時(昭和52年)

背景:業務の高度化、企業の増加と規模の拡大

建設業法の改正(許可制度の開始)

目的	対応
① 業務の高度化に対応するための技術力強化	技術管理者の部門専任制度 技術士原則の明確化 認定基準の強化
② 企業体の健全性の推進・瑕疵担保責任への対応	登録要件として財産的基礎又は金銭的 信用の設定
③必要な情報の公示機能拡充	現況報告書の提出、書類の閲覧





■地質調査業者登録規程制定時(昭和52年)

背景: 地質調査業務の高度化、大型化

目的	対応
①技術水準の確保及び引き上げ	登録要件として技術管理者、現場管理者を設定
② 企業体の健全性の推進・瑕疵担保責任への対応	登録要件として財産的要件又は金銭的 信用を設定
③必要な情報の公示機能	現況報告書の提出、書類の閲覧

測量法における登録制度の制定の経緯・目的等





国土交通省

■測量法制定時(昭和24年)

背景: 測量業務の増大、戦後復興期の厳しい財政事情、公共的な測量成果の公表が 可能となった社会情勢

測量法の目的

- ① 測量の正確さを確保し、その精度の向上を図ること
- ② 測量の成果を広く利用させることによって、測量の重複を除くこと

刘欣

測量の技術的な基準、 測量実施に必要な権能、規制 測量士制度等の規定



■測量業者の登録制度導入時(昭和36年)

背景: 測量事業の著しい増大、

測量実施体制の変化(公共的な測量業務の直営から請負への移行)

測量法の目的

- ① 測量の正確さを確保し、その精度の向上を図ること
- ② 測量の成果を広く利用させることによって、測量の重複を除くこと
- ③ 測量業の適正な運営とその健全な発達

対応

測量の技術的な基準、 測量実施に必要な権能、規制 測量士制度等の規定 測量業者の登録に関する規定

登録制度の要件、登録情報の考え方





坐 国土交通省

登録の要件

項目	考え方
技術管理者の常勤性、専任性 営業所毎の現場管理者の配置(地質のみ)	業務を適正に執行しうる技術水準を確保するため
財産的基礎、金銭的信用	瑕疵担保責任等を果たすため

登録情報

項目	考え方
業者の基礎情報 (商号又は名称、代表者名、所在地、営業 所、登録部門)	業者の営業実態を把握するための基本情報
業務経歴、直前3年の事業収入金額	業務内容、技術的能力を把握するため
使用人数	業者の規模を把握するため
技術士等一覧表	業者に所在する技術者を確認するため
財務に関する資料 (貸借対照表、損益計算書等)	業者の経営状況を把握するため
その他の情報 (役員の略歴、株主に関する情報、登記事 項証明書、営業の沿革、所属業界団体等)	業者の営業実態を把握するための補足情報

登録制度の要件、登録情報の考え方





坐 国土交通省

登録の要件

項目	考え方
営業所ごとに1名以上測量士を置くこと	業務を適正に執行しうる技術水準を確保するため

登録情報

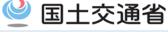
項目	考え方
企業の基礎情報 (商号又は名称、代表者名、所在地、 営業所、登録部門)	業者の営業実態を把握するための基本情報
営業経歴、直前2年の事業収入金額	業務内容、技術的能力を把握するため
使用人数、測量士(補)の数	業者の規模、技術的能力を把握するため
財務に関する資料 (貸借対照表、損益計算書等)	業者の経営状況を把握するため
その他の情報 (定款、測量士名簿記載事項証明書、 登記事項証明書等)	業者の経営実態を把握するための補足情報

登録制度の意義・目的の再整理

建コン

地質

測量



1. 発注者の便宜に供すること

発注者の求めるもの

技術力・経営力の適正な評価のための情報 (業務成果の品質の確保)

登録情報の信頼性

業者選定に必要な情報への簡易 なアクセス手段

登録制度のあり方

- 必要十分な情報の提供
 - ー提供する情報項目の精査
 - -情報の活用方法の提案
 - ー情報の信頼性確保
- 情報提供の仕組みづくり
 - ーデータベース化等による利便性向上

2. 業の健全な発展に資すること

業界のあるべき姿

技術力の確保・向上

経営力の強化

適正な競争環境

コンプライアンスの強化

登録制度のあり方

- 登録要件の再検討
 - -技術管理者の要件 (常勤性、専任性、資格制度のあり方)
 - 一財産的要件
- 発注者による適正な評価に基づく競争を通 じた技術力・経営力の向上
- 不良不適格業者の排除
 - 一暴力団排除
- 不誠実な行為をした者への指導是正
 - ー指導監督の強化
 - ー中間的処分の検討

• 必要な情報の提供

- 適切な業者選定のために、第1段階(入札参加資格審査時)、 第2段階(入札公告時)の各段階での活用を推進
 - 第1段階では、建設コンサルタント/地質調査業者として必要最低限の要件を満たしているかを判断する情報が求められるのではないか
 - 登録部門、登録部門ごとの技術管理者の情報、企業情報(資本金額、貸借対 照表等)
 - 第2段階では、<u>具体的な業務内容に応じた実効能力を判断</u>するための情報が求められるのではないか
 - 技術者数(業務実施体制)、技術士等一覧(管理技術者の常勤性の確認)、業務実績
- 提供情報の信頼性確保
 - 提供情報の信頼性を担保するための書類等の提出が必要ではないか
- 情報提供の仕組みづくり
 - 利用しやすい登録情報データベースの構築

第1段階(入札参加資格審査時)に確認すべき事項

確認事項 (例)	現行の登録制度で確認で きるもの	修正すべき点・課題	信頼性は確保されている か
企業情報	登録部門、当該部門に係る 技術管理者		・確保されている(技術管理者の技術経歴、常勤性等について、住民票、技術士登録等証明書、健康保険者証等により確認)
	資本金額、貸借対照表、損益計算書、登記事項証明書、株主調書等		・確保されていない ・税務当局に提出した書面の写しなど、記載内容を裏付ける資料の提出を求めるべきではないか(各科目の金額を確認)
納税状況		・現在、多くの発注者に おいて納税証明書の 提出を求めているが、 登録制度として把握・ 情報提供する必要があ るか	_



坐 国土交通省

第2段階(入札公告時)に確認すべき事項

確認事項(例)	登録制度で確認できるもの	修正すべき点・課題	信頼性は確保されて いるか
業務実績	登録部門ごとの直前1年間の主な 契約5件の契約の相手方、契約 名、元請・下請の別、契約金額、 契約期間等(業務経歴書) 直前1年間の事業収入金額	・業務経歴を記載する期間・ 件数は十分か	・確保されていない・個別の契約書等の提出を求めるべきではないか
予定管理技術者	常勤確認・技術士等資格の保有 (技術士等一覧表) 業務実績(技術管理者であれば 技術経歴書で確認可)	・現行は対象となっていない RCCM・地質調査技士の情報も付加すべきではないか・技術管理者でない場合も技術経歴書を付加すべきか	・確保されていない・卒業証明書、住民票、 技術士登録等証明書、 健康保険被保険者証 等の提出を求めるべき
技術者数	各登録部門に従事する学歴別技 術者数、有資格者人数 技術士等資格を有する者の登録 番号、登録部門、最終学歴等(技 術士等一覧表)	・技術者数、有資格者人数は必要か・学歴別に整理する必要はないのではないか・RCCM・地質調査技士の有資格者情報も付加するべきないか	ではないか・個別の技術士等情報はどこまで必要か
営業拠点	営業所の名称及び所在地	_	・確保されている(登記事 項証明書等により確 認)



現状・課題	今後の方針
 ・建設関連業に関するデータについては、十分なデジタルデータがない ・紙ベースの情報にしても、現在は各地方整備局に移行しており、業界全体の実態の把握が困難になっている ・将来的には賃金センサスのような関連データも収集し、業界の詳細な分析を行えるよう整理することが望まれる ・測量士や技術士のうち実質的に活動している人数が把握できない 	・必要な項目がデジタルデータで 恒常的に収集され、発注者等が 閲覧できる仕組みを構築すべき ではないか

- 登録要件の見直し
 - 技術管理者の常勤性・専任性を見直すべきではないか
 - 財産的要件を見直すべきではないか
- ・ 不良不適格業者の排除
 - 暴力団関係者排除の取り組みを強化すべきではないか
- 指導監督の強化・中間的処分
 - 不誠実な行為に対する指導・監督を強化すべきではないか
 - 建設コンサルタント及び地質調査業者についても、測量業者の営業停止に 該当するような中間的処分を設けるべきではないか

登録要件(技術管理者/現場管理者の常勤性)の見直し



🐸 国土交通省

現在の制度	現行のままにすべきとの意見	改定(要件緩和)すべきとの 意見
技術管理者 「業務の技術上の管理をつかさどる専 任の者」とは、 <u>常勤で</u> 、かつ、業務の技術 上の管理を専任で行う者とする」※	・現在の業の技術の資質を確保するための制度であり、要件は緩和すべきでない・現在でも常勤が疑われる事例が発生しており、むしろ厳格化すべき	毎日技術管理を行うわけではないので、緩和してもよいのではないか
現場管理者 「現場における地質又は土質の調査及び計測を管理する専任の者」とは、 <u>常勤で、かつ、地質又は土質についての調査及び計測の業務の技術上の管理を専任で行う者とする」※</u>	・(地質調査業の現場管理者について)地域に精通した現場管理者が望ましいので常勤とすべき	・(地質調査業の現場管理者について)必ずしも営業所ごとの常勤は必要ない

	メリット	デメリット
現在のままとした場合	・技術力の確保(現状維持)	・技術者の少ない業者は登録部門 や現場の数が限定されることにな り、競争の制約要因となっている
改定(要件緩和)した場合	・技術者の少ない業者の受注 機会拡大により、競争が促進	・非常勤による指導力低下の懸念・不良不適格業者増加の懸念

登録要件(技術管理者/現場管理者の専任性)の見直し



国土交通省

現在の制度	現行のままにすべきとの 意見	改定(要件緩和)すべきとの意見
「「業務の技術上の管理をつかさどる専任の者」とは、常勤で、かつ、業務の技術上の管理を専任で行う者とする」※1	一人の技術者が複数の技術部門を掛け持ちすることになり、技術力の低下につながる・不良不適格業者が入りやすくなるのではないか	 ・常勤していれば専任まで縛る必要はないのではないか ・複数資格を持っている場合には複数の登録を可能にすべきではないか ・建設コンサルタントについては、部門が細か過ぎるのではないか(→部門の統合) ・縦断的分野と横断的分野※2との兼任であれば、兼任を認めてもよいのではないか

	メリット	デメリット
現在のままとした場合	・技術力の確保(現状維持)	・技術者の少ない業者の複数部 門登録が困難であり、競争の 制約要因となっている
改定(要件緩和)した場合	・技術者の少ない業者の受注機 会拡大により、競争が促進	複数部門の兼任による指導力 低下の懸念不良不適格業者増加の懸念

- ※1「建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針」(H15.4.28 国総振第18号)
- ※2 縦断的分野とは「河川、砂防及び海岸・海洋部門」「港湾及び空港部門」「電力土木部門」「道路部門」「鉄道部門」「上水道及び工業用水道部 門」「下水道部門」「農業土木部門」「森林土木部門」「水産土木部門」「廃棄物部門」「造園部門」及び「都市計画及び地方計画部門」のこと 横断的部門とは「地質部門」、「土質及び基礎部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」「トンネル部門」「施工計画、施工設備及び積算部門」「建設 環境部門」「機械部門」及び「電気電子部門」のこと

2. 業の健全な発展に資するための登録制度のあり方 登録要件(財産的基礎、金銭的信用)の見直し 建コン 地質 測量

🥝 国土交通省

現在の制度	現行のままにすべきとの 意見	改定(要件緩和)すべ きとの意見
「契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用」を登録要件としており、具体的には、 法人: 資本金500万円以上かつ自己資本1000万円以上	・瑕疵担保責任を果たすため には現行の要件は最低限 必要	・商法の改正(最低資本 金制度の撤廃)を踏まえ れば、財産的要件は緩 和してもいいのではない か
測量業登録においては、建設コンサルタン ト/地質調査業登録のような財産的要件に ついて規定されていない	(測量業における財産的要件の	の要否についても検討)

	メリット	デメリット
現在のままとした場合	・瑕疵担保責任への対応が容易 となり、発注者保護が図られる	・小規模企業の参入ができない ため、競争が制約される
改定(要件緩和)した場合	・小規模企業の参入による競争 促進	・瑕疵担保責任の不履行の懸念・不良不適格業者(不健全な経営企業)参入の懸念

コンプライアンスの強化に関する事項



:質 | 注





不良不適格業者の排除

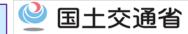
現状・課題 	修正すべき点・課題
・暴力団関係者排除に関する取り決めがない	・排除要件を明確化の上、暴力団排除条項を追加するべきではないか・実施に当たっては警察との連携体制の確立が必要ではないか

指導監督の強化、中間的処分の検討

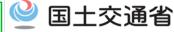
現状•課題	修正すべき点・課題
 ・測量業者の処分については、登録の消除及び営業停止処分がある一方で、建設コンサルタント及び地質調査業者については登録消除(2年間再登録禁止)があるのみ ・不正行為があった場合の効果的な対応が必要不可欠 	 ・不誠実な行為の内容によっては、現在の消除 は均衡を失するものもあると考えられるため、例 えば一定期間の登録の効力停止など中間的な 処分の設定を検討すべきではないか ・現況報告書未提出者に対する指導を強化すべ きではないか ・不正行為を行った技術者個人への対応、告発し た技術者保護方策等についても検討すべきで はないか

3. その他の論点





現行制度への意見	現行のままとすべきとの意見	改定すべきとの意見
認定技術管理者制度	・地方業者や中小業者は技術士を確保することが困難であり、認定技術管理者制度は続けるべき。また、認定要件を緩和すべき。・むしろ認定技術管理者の積極的な活用が必要。	・認定技術管理者は技術士不足に対応するため設けられたものであり、いつまでも続けるべきではない。・技術力評価のあり方として、登録制度の下で認定された技術管理者を、技術士等公的資格の保有者と同等として扱うにことでいいのか。
区分制・ランク分け	・登録制度は公共調達の入口部分に当たるものであり、入口で分けるべきではない。・安易に技術的要件を下げるべきではない。	・定型業務であれば、技術士・技術管理者等は必要ない(業務の技術的難易度に応じて要件を定めるべき)。
業法・士法の検討	(昨今の規制緩和等の流れからすると、法律による制度構築の必要性について、説得力ある説明が不可欠)	・建設コンサルタント・地質調査業者登録規程につい て、業法・士法の検討を行うべきではないか。
測量業における測量 士の人数	(法改正の必要性についての説得力ある 説明が不可欠)	・現行の測量士が1名いれば登録できるというのは少ないのではないか。少なくとも公共測量が実施できるような体制の人数が必要。
測量業における部門 登録	(法改正の必要性についての説得力ある 説明が不可欠)	・近年様々な測量技術が開発されており、専門技術ご との部門登録制とすべきではないか。
民間測量	(法改正の必要性についての説得力ある 説明が不可欠)	・測量法は公共測量を対象としているが、民間測量成果の活用も視野に入れた検討をすべきではないか。



技術者個人を対象とした制度の検討

- 現行の建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程はあくまで も企業をベースとした制度である
 - 業界の健全な発展を図るという目的には、企業をベースとした登録制度の 方が効果的ではないか
 - ― 発注者の二一ズを満たすには、企業ベースでの経営力の評価が必要ではないか
 - 企業ベースの登録制度であっても、技術者個人に関する情報は企業の技術力を評価するために必要ではないか
- 国際的な動向を踏まえた検討
 - 国際的な技術者資格創設の動きや企業間(国内外)での技術者の流動が 増大することを考えれば、別途、技術者の資格情報等に関する制度構築の 必要性について検討すべきではないか
 - 国際競争力を確保するためには、技術者個人が中心となってプロジェクトマネジメントを行う国際的な契約方式に対応する必要があるのではないか